

公益社団法人茨城県栄養士会 定款

目 次

- 第1章 総則（第1条－第2条）
- 第2章 目的及び事業（第3条－第4条）
- 第3章 会員（第5条－第11条）
- 第4章 総会（第12条－第20条）
- 第5章 役員等（第21条－第28条）
- 第6章 理事会（第29条－第33条）
- 第7章 専門研究会（第34条－第35条）
- 第8章 事務局（第36条）
- 第9章 資産及び会計（第37条－第41条）
- 第10章 定款の変更及び解散（第42条－第45条）
- 第11章 公告（第46条）
- 第12章 雑則（第47条）

附則

第1章 総 則

（名称）

第1条 この法人は、公益社団法人茨城県栄養士会（以下「この法人」という。）と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は食と健康の専門職として、保健・医療・福祉及び教育等の分野において、職業倫理と科学的根拠に基づき、県民の健康増進や疾病の予防・改善を目指して、諸活動を展開し、県民一人ひとりの生活の質の向上と地域における公衆衛生思想の実現に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県民の健康増進や疾病の予防・改善に資する事業
- (2) 食と健康に関する啓発普及や刊行物発行並びに調査研究に資する事業
- (3) ライフステージに対応した食生活改善に資する事業
- (4) 栄養・ケアステーション事業運営に資する事業
- (5) 栄養士・管理栄養士の資質の向上に資する事業
- (6) 栄養士・管理栄養士の社会的地位向上と福利厚生に資する事業
- (7) 栄養士・管理栄養士の無料職業紹介に資する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項で定めた事業は、その実施区域を茨城県内とする。

第3章 会 員

（種別）

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）第 2 条の規定の栄養士、管理栄養士の免許を有し、この法人の目的に賛同し入会した者
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人又は団体であつて、理事会の承認を得た者
- (3) 名誉会員 この法人に対し、特別の功労があつた者又は学識経験者であつて、理事会の推薦により総会の承認を得た者

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）（以下「一般法人法」という。）に規定する社員とする。

（資格の取得）

第 6 条 この法人の正会員、賛助会員となろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならない。

（経費の負担）

第 7 条 正会員及び賛助会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）

第 8 条 会員は、理事会において別に定めるところにより退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第 9 条 会員が次のいずれかに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、会長は当該会員に対し、除名の議決を行う 1 週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をし、総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 会長は、前項の規定により除名が決議されたときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

（会員資格の喪失）

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払い義務を 1 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又はこの法人が解散になったとき。
- (4) 正会員において、栄養士・管理栄養士の免許を取り消されたとき。

（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

第 11 条 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 既納の入会金、会費その他の拠出金は、会員が資格を喪失した場合でも、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会はすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の掲げる事項を決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 定款の変更

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書及び財産目録の承認

(5) 会費の金額

(6) 会員の除名

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、第15条第2号により召集された臨時総会は、同号の書面に記載した目的である事項以外の事項については決議することはできない。

(開催)

第14条 総会は定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、臨時総会を次のいずれかに該当する場合に随時開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は前条第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会員に対し次に掲げる事項を記載し、開催の2週間前までに書面をもって通知しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項

(3) 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使できる旨

(4) 前各号に掲げるもののほか、法令で定める事項

(議長)

第16条 総会の議長は、総会において出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該

正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは議長が決する。

- 2 前項前段の場合において、議長は、正会員として議決に加わることができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定めた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議する場合は、各候補者ごとに第1項の決議を行わなくてはならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(代理人及び書面による議決権の行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、正会員である代理人に書面をもって委任し、その議決権を行使することができる。

- 2 代理人により議決権を行使する場合は、代理人によってその議決権を行使する正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を事前にこの法人に提出しなければならない。
- 3 書面により議決権を行使する場合は、必要な事項を記載した議決権行使書面をこの法人に提出しなければならない。
- 4 前2項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、総会の日から10年間保存する。

- 2 議事録には、次の事項を記載する。
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（代理人及び書面による議決権行使数を含む。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要
 - (6) 発言者の意見又は発言内容の概要
 - (7) 出席理事、監事、議長、議事録署名人の氏名
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、法令で定める事項
- 3 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第21条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上25名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長、5名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が理事の総数の 3 分の 1 を超えないものとする。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は理事会で別に定めるところにより、会長を補佐する。

4 常務理事は、理事会で別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長及び常務理事は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をし、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

(顧問)

第 28 条 この法人に任意の機関として 3 名以下の顧問をおくことができる。

2 顧問は、理事会において選任し、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、理事会に出席して参考意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

4 顧問は無報酬とする。

5 顧問は、理事会において解任することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長が欠けたときは副会長、副会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこのかぎりではない。

(議事録)

第33条 理事会の議事録には、次の事項を記載する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議事の経過の概要
- (3) 発言者の意見又は発言内容の概要
- (4) 議決事項
- (5) 出席した理事、監事の氏名
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- (7) その他法令に定める事項

2 議事録には、当該理事会に出席した会長及び監事が、記名押印する。

第7章 専門研究会

(専門研究会)

第34条 この法人に、正会員の専門性のスキルアップ並びに食と健康についての調査研究の推進を図るため、専門研究会を置く。

2 正会員は、前項に定める専門研究会に所属する。

3 専門研究会の設置及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(専門研究会の権能)

第35条 専門研究会は、理事会から諮問された正会員の専門性に関する事項並びに食と健

康に関する調査研究について、必要に応じて参考意見を述べるほか、理事会が承認した事業を行う。

第 8 章 事 務 局

(事務局)

第 36 条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所用の職員を置く。
- 3 事務局長等の重要な職員は、理事会の承認を受けて、会長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 9 章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで理事会の承認を経て総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - 3 前項第 2 号の名簿については、会員以外から閲覧等の請求があった場合には、個人の住所に係る部分を除外して閲覧等をさせることができる。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 40 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載する。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 41 条 この法人が資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議及び総会において正会員総数の半数以上であつて、正会員総数の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分または譲受けを行う場合も、前項と同様の手続きを経なければならない。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 43 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定取り消し等に伴う贈与)

第 44 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」という。)第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 雑 則

(委任)

第 47 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

附 則

1 この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に

定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の会長は高橋征子、副会長は入江三弥子及び山崎富江、常務理事は岡純子、高文江及び矢代あや子とする。
- 3 この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。